

下田地区消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第24条 条例第11条第1項第2号の規則で定める職員は、下田地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第5号）第5条に該当する職員で、同条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第24条 条例第11条第1項第2号の規則で定める職員は、下田地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第5号）第5条に該当する職員で、同条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているものとする。</p>